

# 不良債権処理就業支援特別奨励金

不良債権処理の影響により雇用調整を進める企業が相次ぐ中、当該不良債権処理等の煽りを受け離職を余儀なくされた30歳以上60歳未満の者(=「支援対象者」)を、「トライアル雇用として試行的に受け入れた場合」および「常用雇用者として雇い入れた場合」に一定額を支給する他、「当該支援対象者が自ら起業し雇用を創出する場合」にも一定額を支給する制度です。

「支援対象者」には、都道府県労働局より『雇用調整方針対象者証明書』が交付されます。

## 支給要件及び支給額

### 1. トライアル雇用の奨励金

支給要件	支援対象者をハローワークの紹介によりトライアル雇用として受け入れること。 ～トライアル雇用の実施期間は、1、2又は3ヶ月。 雇入れの直前6ヶ月間から奨励金支給までの間に常用労働者を事業主都合により解雇(勧奨退職を含む)したことがないこと。
支給額	〔トライアル雇用後、常用雇用に移行した場合〕 支援対象者1人当たり45万円 〔トライアル雇用後、常用雇用に移行しなかった場合〕 支援対象者1人当たり月額5万円(最大3ヶ月分)

### 2. 雇入れの奨励金

支給要件	支援対象者を常用雇用として新たに雇い入れること 雇入れの直前6ヶ月間から奨励金支給までの間に常用労働者を事業主都合により解雇(勧奨退職を含む)したことがないこと。
支給額	支援対象者1人当たり60万円

### 3. 起業支援の奨励金

支給要件	支援対象者が新たに事業を設立(自ら出資し、かつ代表権を有するもの)すること。 創業6ヶ月以内に、支援対象者又は45歳以上60歳未満の非自発的失業者等を雇い入れること。
支給額	最初の雇入れに際し、起業した支援対象者1人当たり60万円 支援対象者の雇入れ1人当たり60万円 45歳以上60歳未満の非自発的失業者等の雇入れ1人当たり30万円( ) 2人目以後は、ハローワーク又は一定の人材紹介会社からの紹介が必要

## 支給申請手続き及び窓口

トライアル雇用で常用雇用に移行しなかった場合は、トライアル雇用が終了した日から1ヶ月以内に申請。

雇入れ(トライアル雇用後、常用雇用に移行した場合を含む)及び起業の場合は、支援対象者を雇い入れた日(常用雇用に移行した日)の3ヶ月後から1ヶ月以内に申請。

申請窓口は、各都道府県高年齢者雇用開発協会

## 補足コメント

新しく出来たばかりの助成金制度です。まずは、不良債権処理をすすめる企業が各都道府県労働局へ、「雇用調整方針」等のリストラ計画を提出することがSTARTとなり、その計画に基づき、当助成金制度の対象となる「支援対象者」が生じる形となります。

破産、清算、会社整理、会社更正、民事再生等の法的整理、主要行からRCCへの債権譲渡、主要行の債権放棄、債務超過による主要行の貸出条件引き上げ他、事細かに不良債権処理の類型が例示されていますが、果たして計画等を提出する企業がどれだけあるかは...